

## 日本 GAP 協会 JGF 会員ロゴ使用の細則

### 1. 目的

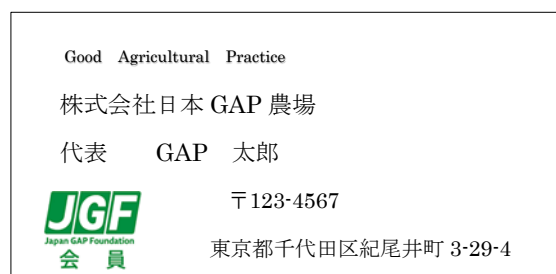
本細則は、一般財団法人日本GAP協会（以下、協会）のJGF会員ロゴを使用する者が従うべき事項について、記載したものである。

### 2. JGF会員ロゴの定義

JGF会員ロゴは、「日本GAP協会の会員」であることを表すマークで、日本GAP協会会員が、日本GAP協会から許諾を受けて表示することができる。



《JGF会員ロゴ見本》



《JGF会員ロゴ使用例》

### 3. JGF会員ロゴの使用方法

#### (1) JGF会員ロゴの色

版下は3種類のファイル形式で提供され、下記の指示に従うこと。

#### 緑色のタイプ

- ・JPEG ファイル（そのまま使用）
- ・EPS ファイル（緑色部分 PANTONE 7482C / DIC-2561 / C100 M0 Y100 K10）
- ・GIF ファイル（そのまま使用）

#### (2) JGF会員ロゴの内容と形と大きさ

JGF会員ロゴは日本GAP協会が提供した状態で使用することとし、内容（文言）や形の変更は認めない。大きさの変更は、縦と横の比率を保持したまま拡大または縮小することは認める。

視認性を確保するため、印刷物は最小でも高さ7mm 以上を目安に使用する。ホームページは40PX以上を目安に使用する。

(3) JGF会員ロゴの表示の条件

- a. 日本GAP協会 会員のみ使用することができる。
- b. JGF会員ロゴは、表示を義務付けるものではなく、表示をするかどうかは任意のものである。
- c. 名刺、農場や団体事務局の看板、展示会等での説明パネル、ホームページ、会社案内等のパンフレットに表示できる。その他の使用方法については、協会に問い合わせること。
- d. JGF会員ロゴを表示するときは、会員名を必ず併記し、また同時に見ることができる距離の範囲内で使用することを原則とする。

(4) JGF、ASIAGAPおよびJGAPについて補足説明をする

販促物などにおいて、JGF等について補足説明を文言で行う場合、以下のサンプル文言を参考にしてJGF会員ロゴと同時に使用・表示する。補足説明の文言は、視認可能でかつ大きすぎない文字の大きさ（例えば、JIS（日本工業規格）Z 8305に規定する6ポイント以上12ポイント以下）で表示することが望ましい。なお、サンプル文言は、その表示を義務付けるものではなく、任意である。また複数のサンプル文言を組み合わせて新たな一文を作成する、またはそれを外国語に翻訳することも可能とする。

なおJGF、ASIAGAPおよびJGAP本来の意味から逸脱した内容になっていることが発覚した場合は、改善指導する。

<JGF会員ロゴを補足説明するサンプル文言>

日本GAP協会（JGF）は、ASIAGAPおよびJGAPを運営しています。

ASIAGAPおよびJGAPは、食の安全や環境保全に取り組む農場に与えられる認証です。

ASIAGAPおよびJGAPは、日本GAP協会（JGF）が開発した農場管理の手法であり、持続可能な農業への貢献を目指しています。

ASIAGAP、JGAPは、信頼できる農場の目印

#### 4. JGF会員ロゴを使用するまでの流れ

##### (1) JGF会員ロゴを使用するまでの流れ

###### 1) 申請

JGF会員ロゴの使用を希望する会員は、「JGF会員ロゴ使用申請書」に必要事項を記入して、日本GAP協会宛に送付する。

###### 2) 許諾及びデジタルデータの提供

日本GAP協会は、申請内容の妥当性を確認した後、JGF会員ロゴマーク版下データをメール添付し、希望の方へは、CD-Rで送付する。

###### 3) JGF会員ロゴ使用料と発行手数料

JGF会員ロゴの使用料と発行手数料は、無料とする。

#### 5. 禁止事項

a. JGF会員ロゴを、農産物及びその加工食品の包装資材に表示して販売行為をすることを禁止する。

b. 日本GAP協会会員でない者が使用する等、本細則の規定に違反し、改善しないまたは不正使用が悪質である場合には、協会のホームページ上で当該の営業者名を公表し、または商標権の侵害で法的手段をとることがある。

c. 農業生産者会員が使用する場合、ASIAGAPおよびJGAP認証と混同される可能性があるため、農産物の販売時にJGF会員ロゴを使用することを禁止する。

#### 附則

1. 本細則は2019年 4月1日より有効となる。

2. 日本GAP協会JGAP会員ロゴ使用の細則は、本細則の制度により失効する。

制定日：2019年 3月 7日

一般財団法人日本GAP 協会  
東京都千代田区紀尾井町3-29 日本農業研究所ビル4F  
TEL:03-5215-1112 / FAX:03-5215-1113